

# 茅ヶ崎市環境基本計画 (2011年版)

## 概要版

### 茅ヶ崎市環境基本計画 (2011年版) 概要版

平成23年(2011年)3月発行

発行部数 500部

発行：茅ヶ崎市

編集：環境部環境政策課

協力：パシフィックコンサルタンツ株式会社

〒253-8686

茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467(82)1111

FAX 0467(57)8388

メール [kankyouseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp](mailto:kankyouseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp)

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

この印刷物は、再生紙を使用しています。また、リサイクルに配慮して再生利用しやすい加工にしており、古紙再生の阻害要因となる材料は使用していません。



携帯サイトQRコード

### 目次

- 1 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)とは? .....2
- 2 茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像とは? .....3
- 3 目指すべき環境の将来像を実現するための施策 .....4
- 4 計画の確実な推進のために .....10

# 1 茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）とは？

## ? なぜ「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）」を策定するの？

本市では、平成8年（1996年）9月に、本市における環境の保全及び創造に関する基本的な理念・指針を定めたものとして、「茅ヶ崎市環境基本条例」を制定しました。翌年度には、条例の理念を具体化した計画として、初めて「茅ヶ崎市環境基本計画」を策定しました。さらに、平成15年（2003年）3月に、国等における環境政策の動向や、「茅ヶ崎市環境基本計画」に基づく取り組みの成果と課題を踏まえた計画の見直しを行い、「茅ヶ崎市環境基本計画改訂版」（以下、「前計画」といいます。）を策定しました。

しかし、計画の確実な推進を図るための推進体制の整備と進行管理の仕組みづくりは効果的に進んだとは言えず、北部丘陵の樹林や農地の保全等、依然、多くの課題が残っています。

今回の計画改定は、前計画の対象期間の終了に伴い、本市の環境の現況や市民等の取り組みの状況、前計画における課題等を踏まえ、新たに「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）」を策定するものです。

## ? どうやって計画をつくったの？

本計画の策定にあたっては、公募市民を含む15名からなる茅ヶ崎市環境基本計画改定市民会議において熱心な議論が重ねられ、庁内関係各課との意見交換を経て、草案が作成されました。

また、茅ヶ崎市環境審議会においては、草案に関する詳細な検討と最終的な調整が行われ、平成22年（2010年）10月に「茅ヶ崎市環境基本計画の改定について（答申）」がまとめられました。

本計画は、市民、事業者、市の協働により、計画の確実な進行管理と実効性の確保を図り、目指すべき環境の将来像を実現していくため、以下の4点に主眼を置き、検討しました。

1. 目指すべき環境の将来像を実現するための重点施策の設定
2. 新しい動向を踏まえ、複数分野の統合的な発展を目指した新たな施策体系の整備
3. 計画の実効性を高めるための仕組み、庁内体制の構築
4. 計画の推進における、より発展的な市民参加の仕組みの構築

## ? 計画の対象とする環境と期間は？

本計画では、「茅ヶ崎市環境基本条例」に沿い、対象とする「環境」の範囲を以下のとおりとします。

1  
人の健康と生活  
環境に関するもの  
(公害・生活  
環境問題)

2  
自然環境に  
関するもの  
(自然環境問題)

3  
都市環境に  
関するもの  
(都市環境問題)

4  
環境の負荷に  
関するもの  
(資源・エネルギー  
・廃棄物問題)

5  
地球環境保全に  
関するもの  
(地球環境問題)

本計画は、「茅ヶ崎市総合計画基本構想」と整合を図ることとし、平成32年度（2020年）を目標に、必要な環境施策を実施していきます。

## 2 茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像とは？

### 環境の保全及び創造の基本理念

本計画では、「茅ヶ崎市環境基本条例」の基本理念を踏襲し、以下に示す4つの基本理念を掲げます。

- 1 健全で恵み豊かな環境を享受し、これを将来の世代に継承する。
- 2 自然と人との豊かなふれあいの実現をめざす。
- 3 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築をめざす。
- 4 地球環境保全を自らの問題として認識し、積極的に推進する。

### 茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像

本計画においては、前計画で掲げた望ましい環境像をさらに発展させ、「将来の茅ヶ崎の環境がどうあるべきか」、「どのような姿を目指して、市民・事業者・市が取り組んでいかなければならないのか」を明らかにするため、以下に示す状態を本市が目指すべき環境の将来像として掲げます。

#### 茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像

私たちが目指すべき将来の茅ヶ崎市では、まちづくりから市民生活、事業活動に至るまで、あらゆる場面で環境への配慮が根底に据えられています。

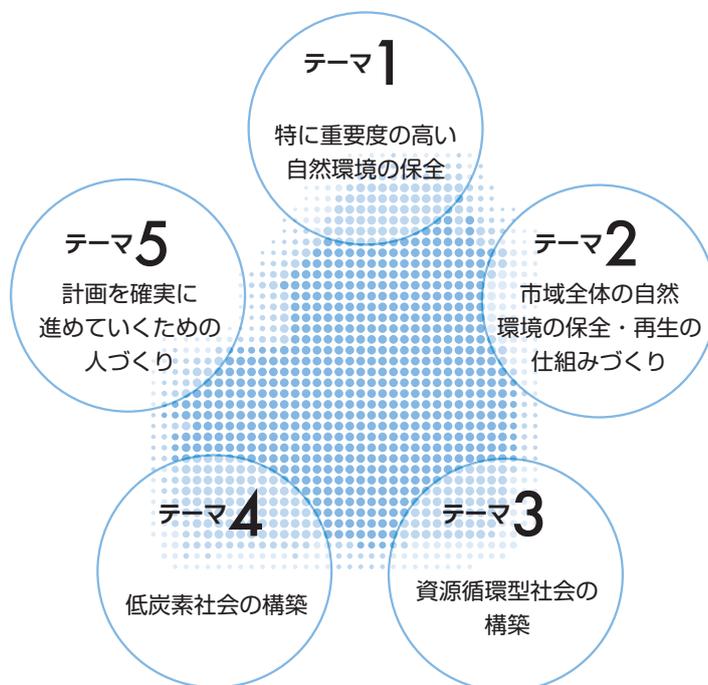
市内では、美しい海、河川、丘陵部の樹林地、農地、文化遺産等が、共有すべき『貴重な財産』として認識され、適切に保全・維持管理されています。また、市街地にもみどりがあふれ、自然と調和した美しい景観が保たれています。そして、このような環境の中では多様な生物が健全な状態で息づいており、人々は自然と一体であることを感じながら暮らしています。

市民や事業者は、資源やエネルギーを無駄使いせず有効利用するよう心がけ、環境負荷を低減した循環型・低炭素型の生活や事業活動を実践しています。また、本市の豊かな環境と、環境に配慮した人々の暮らし方は、茅ヶ崎の魅力・個性として市内のみならず市外の人にも積極的に活用され、地域の活力源として育まれています。

本計画に掲げられた環境保全の取り組みは、効果的な推進体制の整備と人材育成・意識啓発によって確実に進められ、効果を上げています。そして、このような環境負荷の低減や生物多様性の保全の取り組みは、さまざまな主体や他地域との連携と、市外への情報発信によって、市域を越えた『持続可能な社会』の実現に貢献しています。

# 3 目指すべき環境の将来像を実現するための施策

本計画では、目指すべき環境の将来像を実現するために、本市における環境政策の基軸として、右に示す5つのテーマを掲げています。これらのテーマに沿って19の目標を設定し、「特に優先的に取り組むべき施策(重点施策)」、「重点施策の推進を支え、補完する施策」に取り組んでいくこととしています。



## テーマ 1 特に重要度の高い自然環境の保全

### 1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立

#### 目標

- コア地域の適切な保全管理を行うため、各地域における指標種の生育・生息状況について、市民によるモニタリング調査を平成23年度(2011年度)から実施し、データの更新を行っていきます。
- 各コア地域の自然環境を保全するため、平成25年度(2013年度)までにコア地域ごとの活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。

#### 重点施策

- ① コア地域ごとの保全管理体制の構築と、保全管理計画の作成、実施  
コア地域ごとに、地域に即した保全管理体制や保全管理の計画を作り、実施していきます。
- ② 財政担保システムの確立  
失われる危険性のある貴重な自然を有する地域の保全や、保全活動の円滑な推進の支援等のために、既存制度の見直しや新たな方策について検討し、継続的な財源確保の仕組みを構築します。
- ③～⑫ 各コア地域における施策  
コア地域ごとの特性を踏まえた取り組みを進めていきます。

#### 重点施策の推進を支え、補完する施策

- ▶ コア地域の保全に向けた地域指定と活動への参加の促進

## 1.2

### コア地域をつなぐ みどりの保全と再生

#### 目 標

- 緑被面積(人工草地を除く)を平成32年度(2020年度)時点で地域の28.5%(約1,019ha)以上確保します。
- 経営耕地面積を平成32年度(2020年度)時点で348haを目標とします。

#### 重点 施策

#### ⑬ コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生

斜面林、農地、水辺、社寺林・屋敷林等について、歴史的・文化的遺産と併せた一体的な保全を図ります。また、現状の自然環境の保全を図るとともに、新たなみどりのネットワーク化を図ります。

#### ⑭ 農業支援による農地の保全・再生

農地としての利用を継続していくため、援農ボランティア等による農業支援を行います。また、耕作放棄地を再生し、市民農園等として活用していきます。

#### ⑮ 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮

耕作放棄地を農地として再生する場合には、土地所有者の協力を得ながら生物の生育・生息環境、生物多様性に配慮した土地利用を図ります。

#### 重点施策の推進を支え、補完する施策

- ▶ コア地域をつなぐみどりの保全・再生とネットワーク化
- ▶ 農地の多面的機能を考慮した保全・再生と農業の促進
- ▶ 水環境の保全
- ▶ 歴史的・文化的遺産の保全・活用



#### コア地域とは

平成15～17年度(2003～2005年度)に実施した「茅ヶ崎市自然環境評価調査」において、特に重要な地域として挙げられた地域であり、生態系ネットワークの核(コア)となる地域として優先的に保全していく地域です。本計画では、清水谷、平太夫新田、赤羽根十三図、長谷、行谷、柳谷及び柳島の7地域を「コア地域」として位置づけています。

貴重な自然が残る清水谷



## テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり

## 2.1

### 市域全体の自然環境 保全に向けた土地利 用のルールづくり

#### 目 標

- 平成24年度(2012年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。
- 平成25年度(2013年度)までに保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。

#### 重点 施策

#### ⑯ 自然環境の保全に向けた条例の制定

市内の急速な都市化に伴い消失の危機にある自然環境を保全するための条例を制定します。

#### ⑰ 保全すべき地域の指定

貴重な自然環境を有する地域の確実な保全を図るため、特別緑地保全地区の指定候補地のほか、指定候補地周辺やその他の自然環境保全上重要な地域を、保全すべき地域として指定します。

#### ⑱ (仮称)自然環境庁内会議の設置

特に貴重な自然環境を有する地域において土地利用の可能性が生じた場合に、関係各課が情報を持ち寄り、集約するとともに、情報共有と迅速な対応を行うための「(仮称)自然環境庁内会議」を設置します。

#### 重点施策の推進を支え、補完する施策

- ▶ 自然環境に配慮した土地利用の誘導
- ▶ 快適で安全な住環境の確保

## 2.2 生物多様性の 保全方針の策定

### 目 標

- 「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成24年度(2012年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。
- 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成24年度(2012年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。

### 重 点 施 策

- ⑱ 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定  
「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を策定し、協働によって推進します。策定にあたっては、まず、自然環境評価調査の結果を基礎データとした現況調査を市民参加により実施します。
- ⑳ 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成  
公園や住宅地、街路樹等も含めた市内のみどりの保全・再生や、土地改変などの際に、生物多様性に配慮した環境整備を促すためのガイドラインを作成します。

#### 重点施策の推進を支え、補完する施策

- ▶ 動植物の生育・生息環境の保全
- ▶ 海岸の自然環境の保全

## テーマ 3 資源循環型社会の構築

### 3.1 4Rの推進

### 目 標

- 市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を平成32年度(2020年度)までに603gにします。
- リサイクル率を平成32年度(2020年度)までに34.7%にします。

### 重 点 施 策

- ㉑ リフューズ(要らないものを買わない・断る)  
マイバッグ推進運動、不要なレジ袋及び過剰包装の辞退をはじめ、不要なものは「買わない」、「受け取らない」という生活様式が本市の文化として定着するよう啓発事業を展開します。
- ㉒ リデュース(ごみの排出を抑制する)  
市民・事業者との情報共有を図り、行動改善を促進します。特に子どもを対象とした学習の機会及び仕組みの充実を図ります。また、事業者に対しても、積極的に呼びかけます。
- ㉓ リユース(繰り返し使う)  
関係各課と連携した取り組みの推進、リサイクル推進店等の情報の集約、市民・事業者への発信等により、資源の有効利用とごみの減量化を図ります。
- ㉔ リサイクル(資源として再生利用する)  
分別品目の拡充を図るとともに、食品残さを有効活用する仕組みを構築し、実施可能な資源化施策の推進を図ります。

#### 重点施策の推進を支え、補完する施策

- ▶ 4Rの推進に向けた既存の取り組み等の継続
- ▶ 適正なごみの排出・収集・処理ときれいなまちづくり

## 3.2

### 地域資源を活かす 地産地消の推進

#### 目 標

- 生産者直売施設の数と登録している農業者数を、平成32年度（2020年度）までに4施設・60人に増やします。
- 学校給食における地場産農水産物の使用品目数を、平成32年度（2020年度）までに15品目に増やします。
- 環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力者を増やします。

#### 重 点 施 策

#### ㉕ 地産地消の推進

地域資源としての地場産農水産物の生産と消費を促すため、学校給食において、地場産食材を使ったメニューの開発や、小売業、生産者との連携による地産地消の推進を図ります。さらに、関係機関と協力し、直売所などの拡充を進めていきます。

#### ㉖ 環境に配慮した農業の普及促進

環境保全型農業に関する技術や事例等の情報提供を行うとともに、引き続き、農業者への補助等を実施します。また、水田の冬期湛水について、試験的な導入も視野に検討を行います。

#### 重点施策の推進を支え、補完する施策

- ▶ 地域資源を活かした農水産業の推進
- ▶ 環境に配慮した農業の普及啓発

## テーマ 4 低炭素社会の構築

## 4.1

### 「茅ヶ崎市地域省エネルギービジョン」、 「茅ヶ崎市地球温暖化対策地域推進計画」の推進

#### 目 標

- 市域のCO<sub>2</sub>排出量を平成32年度（2020年度）までに約524千tCO<sub>2</sub>（平成20年度（2008年度）の約63%）にします。
- 「ちがさきエコシート（茅ヶ崎市環境家計簿）」から1世帯・1事業所あたりのCO<sub>2</sub>排出量を把握し、前年に比べエネルギー使用量を削減できた家庭・事業者の数を増やします。

#### 重 点 施 策

#### ㉗ 情報発信・啓発活動の推進

家庭・事業所における自主的かつ効果的な地球温暖化防止の取り組みを促すため、省エネや新エネルギーの利用に関する情報の発信、省エネツールの普及等を進めていきます。さらに、市で導入した電気自動車、太陽光発電システムを利用した電気自動車用急速充電器等を活用し、市民・事業者への普及を促進します。

#### ㉘ 家庭・事業所における省エネ機器等の導入支援

家庭や事業所における省エネ機器、新エネルギー利用設備、電気自動車などの導入・利用に対する補助金の給付等を実施し、省エネルギーの推進及び新エネルギーの導入拡大を図ります。

#### ㉙ 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入

行政活動に伴うエネルギー消費や温室効果ガスの排出を削減するため、LED等の高効率照明器具や電気自動車の導入、夏季における緑のカーテンの実施、新たな施設の建設における太陽光・太陽熱利用システムの設置など、新技術を積極的に導入します。

#### 重点施策の推進を支え、補完する施策

- ▶ 市民・事業者における取り組みの支援
- ▶ 市における率直的な取り組み

## 4.2 交通行政における 温室効果ガスの排出 削減

### 目 標

- 市民1人あたりの年間公共交通利用回数を平成32年度(2020年度)までに455.5回にします。

### 重 点 施 策

#### ⑩ 乗合交通の利便性向上

自動車利用を抑制し交通に伴う温室効果ガス排出量を削減するため、「茅ヶ崎市総合交通プラン」を踏まえ、乗合交通を利用しやすい環境づくりに努め、快適な公共交通機関ネットワークを整備します。

#### ⑪ 徒歩・自転車利用の促進

歩行者の安全性を確保し徒歩での移動を促すとともに、自転車利用の利便性改善のために、道路の段差解消、自転車専用レーンの設置、自転車駐車場の確保を検討します。また、サイクルアンドバスライドについては、適正な維持管理を行い利便性の向上を図ります。

#### 重点施策の推進を支え、補完する施策

- ▶ 自動車の走行に伴う負荷の低減

コミュニティバスえぼし号



## テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり

## 5.1 本計画推進のための 庁内における環境意 識の向上と人材育成

### 目 標

- 庁内における環境意識の向上を図るために、茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステムの周知啓発を徹底するとともに、生物多様性や地球温暖化問題に関する庁内での学習の機会を積極的に提供します。また、研修への参加、先進的取り組みを行っている自治体等への視察を積極的に実施します。

### 重 点 施 策

#### ⑫ 庁内の環境意識の向上

茅ヶ崎市独自の環境マネジメントシステムに基づき、さらなる庁内の環境意識の向上を図り、環境配慮行動の率先的役割を果たすとともに、環境に関する情報を行政内の全ての部署で共有します。生物多様性については、関係課が連携し積極的に学習の機会を設け、職員への周知を図ります。

#### ⑬ 庁内における人材育成の推進

研修や視察等の実施を支援し、環境に関する専門的知識を有する職員を育成します。また、庁内横断的な施策をマネジメントできる能力を持った職員を育成します。

#### 重点施策の推進を支え、補完する施策

- ▶ 市における環境配慮の取り組みの推進

## 5.2

### 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援

#### 目標

- 市民の環境意識の向上を図り、環境に関する活動への参加者数等を増やします。

#### 重点施策

#### ③④ 意識啓発・人材育成

より多くの市民・事業者の「気づき」を促すため、環境に関する情報を積極的に発信します。また、市民活動団体等との協働により、市民・事業者を対象とした環境に関する事業の充実と人材育成を進めます。

#### ③⑤ 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援

市内の市民活動団体や事業者に対する効果的な支援を行います。また、取り組みを市内外へPRする機会の提供や表彰制度などのインセンティブを設けることにより、これらの活動を促進するとともに、市民への普及と自主的な参加の拡大を図ります。

#### 重点施策の推進を支え、補完する施策

- ▶ 市民への情報提供や市民参加による意識啓発の推進
- ▶ 事業活動に伴う環境負荷の低減
- ▶ 環境に関する活動の支援

環境市民講座(駒寄川ハイキング)



## 5.3

### 学校における環境教育の充実

#### 目標

- 各学校と地域との連携による環境教育を充実させ、地域資源を活用した環境学習の回数を増やしていくとともに、スクールエコアクションの導入による各学校での環境活動を継続的に実践していきます。

#### 重点施策

#### ③⑥ 地域と連携した環境教育

事業者や市民活動団体との連携により、コア地域などのフィールドや地域の人材を活用した包括的な環境プログラムをガイドブック(手引き)にまとめます。

#### ③⑦ 学校における取り組みの支援

小中学校で環境に関する教育を推進し、児童・生徒の環境意識を育てるとともに、体験的学習・自発的な取り組みにつなげるため、スクールエコアクション(学校版EMS)を導入し、学校生活の中で環境活動を継続的に実践するための仕組みを確立します。

#### 重点施策の推進を支え、補完する施策

- ▶ 学校における環境教育の推進

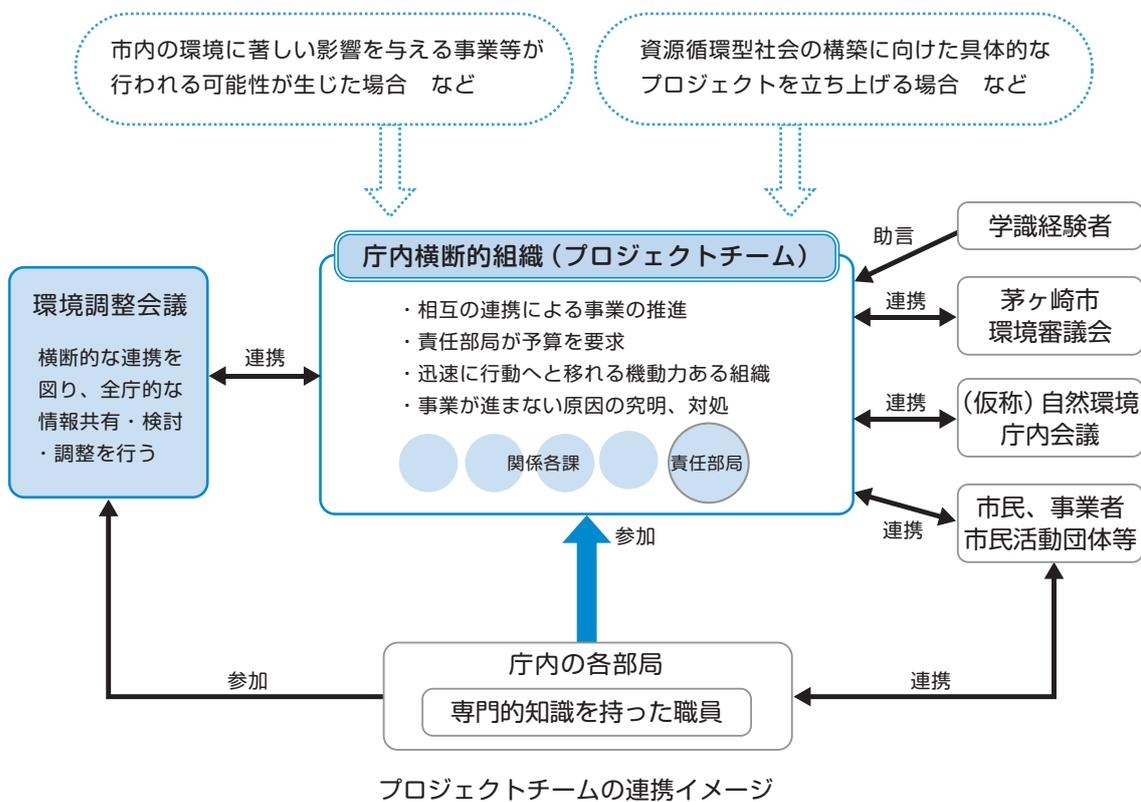
# 4 計画の確実な推進のために

本計画では、目標や施策の実効性を確保するため、主体間の連携、庁内における推進体制の整備、進行管理の仕組み、財源確保の方策等を示し、計画を確実に推進していきます。

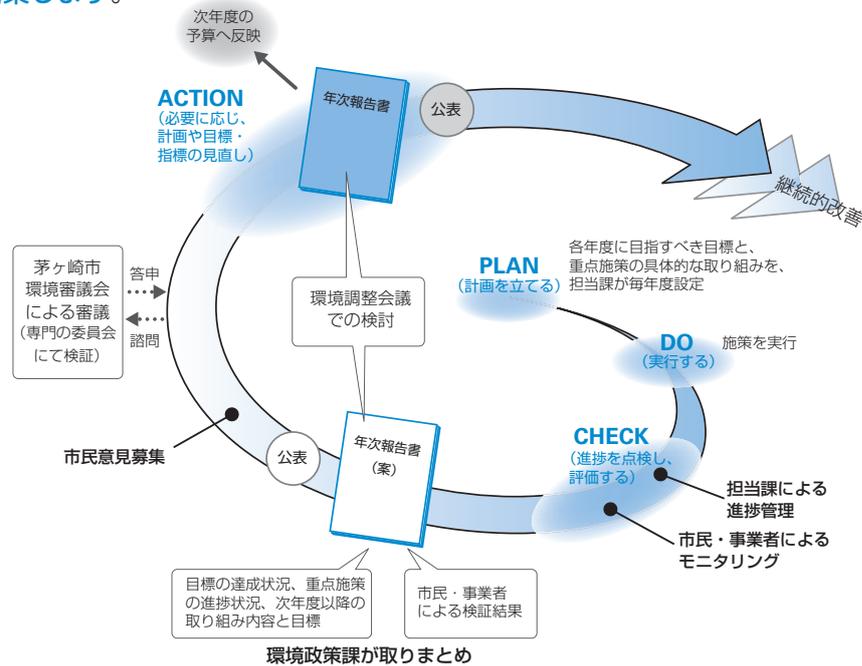
**1** 環境審議会、廃棄物減量等推進審議会、みどり審議会、温暖化対策推進協議会、環境調整会議、各担当課、環境政策課、環境市民会議「ちがさきエコワーク」、その他の活動組織等の**各主体**がそれぞれの役割を果たすとともに、**相互の連携をより強化して、計画の推進と進行管理を行っていきます。**

**2** 「茅ヶ崎市総合計画」に基づく新たな組織体制のもと、**庁内における環境施策の推進体制を強化します。**

- 環境調整会議の充実
- プロジェクトチームの設置による迅速な対応



**3** 計画全体の迅速な進捗を図るため、できる限り早い時期に、取り組みの検証結果をまとめ、市民の意見も取り入れて軌道修正を行い、次年度の予算措置に反映できるようにPDCAサイクルを構築します。



**4** 市民・事業者の協力を得てデータを取得していく必要があるものについて、市民・事業者がモニタリングを行っていく仕組みを構築し、運用していきます。

- ・茅ヶ崎市の自然環境をよく知る専門家や市民団体等の力を借りたコア地域のモニタリング
- ・家庭・事業者における「ちがさきエコシート(茅ヶ崎市環境家計簿)」を活用したエネルギー消費量のモニタリング など

**5** 市民等の意識改革、環境保全活動への参加を促すような、分かりやすくインパクトのある年次報告書を作成し、適正な進行管理を図っていきます。

- ・取り組みや目標の達成状況は、グラフや図表、記号等を用いて端的かつ分かりやすく示す
- ・市民・事業者などによる先導的な環境保全の取り組み、市の環境施策の中でも特に主要な事業の実施状況等に重点を置く

**6** 環境基本計画の推進を重要性の高い事項として位置づけ、環境調整会議などにおける進捗状況の検討を経て毎年確実に予算要求を行っていきます。また、新たな財源確保の方策の検討や、国等による補助・助成制度の積極的な活用を図ります。次年度予算編成に先立ち、課題の緊急性や施策の進捗状況、効果等を検討し、優先的に取り組むべき事項を洗い出した上で、限られた財源を環境の保全・改善に確実につなげていきます。

**7** 地球温暖化の防止、生物多様性保全のためのみどりの連続性の確保などの広域的な課題の解決については、本市が主体的に取り組むとともに、必要に応じて周辺自治体、県、国と密接に連携し取り組んでいきます。また、そのために日頃よりこれらの主体と情報を共有し、強固なネットワークの構築を図ります。